

鈴鹿市告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成27年鈴鹿市告示第131号は、平成30年4月1日限り廃止する。

平成30年2月28日

鈴鹿市長 末松 則子

1 中間検査を行う区域

鈴鹿市全域

2 中間検査を行う期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築の建築物（改築を含む。）であって、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の主要な構造欄に掲げる区分ごとに、それぞれ特定工程欄及び特定工程後の工程欄に掲げるもの

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャ	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）を覆うコンクリートを打設する工事

	ストコンクリート版にあつては接合部) 工事	
鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

#### 備考

- 1 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものに限るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合にあつては、初めて特定工程に係る工事を終えた建築物又は工区の工事の工程に限る。
  - 2 2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。
  - 3 木造の建築物については、表の鉄骨造の項の規定を準用する。
  - 4 主要な構造が表のいずれにも該当しない場合は、表中類似する主要な構造の規定を適用する。
- 5 適用除外
- 法第6条の4第1項第2号に掲げる建築物、法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物、法第18条の規定の適用を受ける建築物又は法第85条第5項の規定の適用を受ける建築物については、この告示は、適用しない。
- 6 経過措置
- この告示は、この告示の施行の日以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた建築物について適用する。